

令和3年度

学生等による地域貢献活動推進事業

補助のご案内



(募集期間) 令和3年4月1日(木)～6月25日(金) 必着

(選考会) 調整中

(会場) 調整中

自然と人と文化が調和した丹波地域(丹波篠山市・丹波市)を「丹波の森」と呼び、大切に守り育てています。丹波地域の住民の方々は自然景観を大切にし、地域文化の振興に取り組み、活力に満ちた地域づくりを進めています。

丹波地域において地域連携活動を実施している大学の学生やその卒業生の社会人(以下「学生等」という。)の団体が、大学での取り組みをきっかけに、自主的に自治会などの地域団体と連携して実施する地域課題の解決や地域活性化に資する地域貢献活動について、丹波県民局と丹波篠山市又は丹波市が協調して学生等の団体にその活動経費の一部を補助します。

丹波県民局、丹波篠山市、丹波市



■補助の要件■

1 対象団体

- ・丹波地域において地域連携活動を実施若しくは希望している大学生又はその大学を卒業した社会人（以下「学生等」という。）が5人以上で構成する団体。

2 対象事業

学生等の団体が、地域団体と連携・協働して実施する次の各号に掲げる一定の成果の達成が見込める地域貢献活動。

- (1) 里山や農道の保全作業、獣害対策等の地域における環境保全等の活動
- (2) 地域再生計画の策定や古民家再生等の地域の生活環境改善等の活動
- (3) 観光振興や特産品開発等の地域の産業振興等の活動
- (4) 丹波地域への移住促進に資する活動
- (5) その他、地域の課題解決や活性化に資する活動



※ ただし、以下の事業は対象外とします。

- ① 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ② 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ③ 学生等の団体が、県から他の助成金を受けている事業

地域団体とは

自治会、婦人会、老人クラブ、こども会、商工会、まちづくり協議会、自治協議会、自主防災組織、環境保全活動組織及び中心市街地活性化組織などの団体で、以下の要件を満たすこと。

- (1) 丹波地域の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の住民で構成されていること。
- (3) 規約や代表者を定めていること。

3 補助経費の対象となる活動の実施期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）

■補助金額、内容■

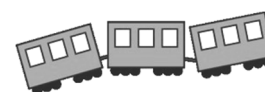
1 補助金額

1つの団体につき20万円以内（千円単位）。

※ ただし、県及び市が同額を補助しますので、県と市それぞれからの補助額は10万円以内となります。

2 補助対象経費

- ・学生等の居住地から活動場所までの間の一般的交通費（※）
 - ※ 一般的交通費は、代表者が所属する大学所在地から主たる活動地までの公共交通費（1人1往復につき2,500円以内で算定した額）及び活動地までのバス借り上げ費
- ・活動地付近での宿泊費（主たる活動地が丹波篠山市の場合は丹波篠山市内の宿泊施設、丹波市の場合は丹波市内の宿泊施設での宿泊で1人1泊5,000円以内とし、飲食費は含まない）、貸布団費
- ・その他、活動に必要な費用
 - ※ボランティア保険、会場使用料、報告書作成費、報告会等地域貢献活動で使用するポスター、パネル、チラシ作成費が対象です。
 - ※購入前に補助対象経費か事務局に確認してください。



■補助の決定■

1 決定方法

- (1) 補助を受けようとする学生等の団体は、県及び市あての補助金交付申請書をまとめて丹波県民局に提出してください。【提出先：丹波土木事務所まちづくり建築課】
- (2) 別に設置する選考会において、補助金交付申請書を審査し、補助する団体としてふさわしい団体を選定します。

2 審査

- (1) 学識者及び県、市の職員等で構成する選考会において、次の審査基準に基づき厳正に審査します。
- (2) 選考会
 - ・開催日時 調整中
 - ・開催場所 調整中※ 応募団体は、活動計画に関する説明資料を作成の上、選考会において活動計画を説明することを原則とします。



3 審査基準

- ・地域の課題解決や活性化について一定の成果を達成する活動内容となっているか。
- ・地域団体と合意又は合意の見込みがあり、これらの団体と連携・協働してかつ継続的に実施する活動内容となっているか。
- ・他の学生等の団体や地域団体の活動のモデルとなる内容であるか。
- ・補助対象外事業を除外したものとなっているか。
- ・事業計画上、予算の積算、自己資金は適正か。

4 審査結果

後日、応募団体代表者に審査結果をお知らせします。

■申請の方法■

1 募集期間：令和3年4月1日（木）～6月25日（金）必着

補助を受けようとする学生等の団体は、補助金交付申請書など指定の申し込み用紙に必要事項を記入し、4ページの提出先に持参又は郵送により提出してください。

2 補助金交付の決定

選考会において補助する団体としてふさわしいと選定され、交付申請書の内容が適切と認められる場合、県民局及び市は補助金の交付決定を行い、申請者に通知いたします。

■実績報告と支払■

1 実績報告書の提出

事業完了後30日以内または令和4年3月4日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

※ 提出期限までに実績報告書の提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

2 補助金の支払い

実績報告書を精査のうえ、補助金額を確定し、請求書に基づき指定口座へ補助金を振り込みます。

3 概算払い

補助金の支払いは実績報告書提出後の精算払いを基本としますが、必要な場合は事業の一部が終了したものについて「学生等による地域貢献活動推進事業実施要領」等で示す範囲（千円未満切捨）で概算払いを行います。

※ この場合、必要書類（資金計画書、理由書、領収書等）を提出していただきます。

■その他■

1 活動に関する報告書等の提出

- ・事業完了後、取り組み内容や成果を報告していただきます。
- ・詳細は、補助を受ける学生団体にお知らせします。
- ・事業内容によっては、事業経過を検査し、事業計画の変更をお願いする場合があります。

2 ホームページ等での紹介

- ・本事業を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、実績報告書等の内容を県民局ホームページや事例集等で紹介させていただく場合があります。

3 申請書の作成方法について

- ・申請書は、出来る限りパソコン等を使って作成してください。
 - ・様式データをご希望される方は、下記の事務局までご連絡ください。
- ※ 下記のホームページで申請書の様式を入手できますのでご活用ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk10/machi.html>

◇お問い合わせ・資料請求・申請書提出先◇

不明な点はお問い合わせください。

〈事務局〉兵庫県 丹波県民局 丹波土木事務所まちづくり建築課

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688

TEL：0795-73-3862 FAX：0795-72-4596

【市の窓口】

○丹波篠山市 丹波篠山市企画総務部創造都市課

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41

TEL：079-552-5106 FAX：079-552-5665

○丹波市 丹波市企画総務部総合政策課

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1

TEL：0795-82-0916 FAX：0795-82-5448